

個人情報の共同利用について

アコム健康保険組合（以下「当組合」という。）は、その保有する個人情報（個人データ）について、次のとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。

なお、個人情報の保護に関する法律第23条第5項第3号において、「個人データを共同して利用すること、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用目的及び個人データの管理責任者の氏名・名称について、本人が容易に知り得る状態に置いているとき」は、当該個人情報（データ）の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報（個人データ）を他に提供できるとされています。

1. 高額医療給付に関する交付金交付事業

項目	内容
共同事業の相手先	健康保険組合連合会（以下「連合会」という。）・交付金交付事業グループ
個人データ利用の趣旨	健康保険法附則第2条に基づく事業。高額な医療費が発生した場合に、健保連から交付されるもの。
個人データ項目	交付申請には、レセプト（患者氏名、診療内容、請求金額等）のコピーを添付
データ取扱者の範囲	健保連：交付金交付事業グループ・高額医療担当職員 業務委託先：公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社
取扱者の利用目的	交付申請の審査・決定ならびに高額医療費の動向に関する記者発表のための基礎資料
データ管理責任者	健保連：組合サポート部長 当組合：常務理事

2. 保健事業（健康診査、保健指導等）および会社の健康診断

項目	内容
共同事業の相手先	当組合に加入する会社（以下「会社」という。）
個人データ利用の趣旨	会社及び当組合が共同で実施する労働安全衛生法の健康診断項目及びそれを超える当組合の健康診査項目のそれぞれの健診結果に基づき、その情報を共同利用のうえ保健事業等に活用する。
個人データ項目	健康診断情報等
データ取扱者の範囲	会社：所属長、人事担当者、産業医 当組合：健診担当者、保健師、常務理事、事務長、カウンセラー、臨床心理士、嘱託医
取扱者の利用目的	健康診断等の事務処理、保健指導、健康相談、健康教育、カウンセリング、データ分析、官庁届出、インセンティブの提供
データ管理責任者	会社：健康診断担当部門長 当組合：常務理事

3. 共同事業の相手先（共同利用者）

(1) 前記2. の共同利用者

利用の範囲は、本人の勤務会社及び所属会社です。

アコム株式会社 東京都千代田区丸の内2-1-1 代表取締役社長
アコム健康保険組合 東京都千代田区丸の内2-1-1 常務理事

アイ・アール債権回収株式会社
東京都千代田区麴町3-4
代表取締役社長

エム・ユー信用保証株式会社
東京都千代田区神田紺屋町8番地
代表取締役社長

(2) 前記1. の共同利用者

健康保険組合連合会
東京都港区南青山1-24-4
交付金交付事業グループ・高額医療担当職員

4. 共同利用目的

- (1) 当組合は共同利用者と交付金交付事業を共同して行います。
健康保険組合連合会・組合財政支援グループに対して、組合財政の負担軽減、高額医療給付の影響の緩和措置として、被保険者、被扶養者の高額医療費について、交付申請を行うため、個人情報を共同で利用します。
- (2) 当組合は共同利用者と健康診断等の事業を共同して行います。
被保険者に対して、健診結果に基づく事後指導等を効果的に行うため、個人情報を共同で利用します。

5. 個人情報の管理について責任を有する者

アコム健康保険組合
東京都千代田区丸の内2-1-1
個人情報取扱責任者 常務理事

6. 利用停止の手続

共同利用の停止を希望される場合には、下記にご連絡ください。

アコム健康保険組合
東京都千代田区丸の内2-1-1
個人情報取扱責任者 常務理事
電話03-3215-3300
Fax 03-5293-1868

以上

附則 平成17年4月1日施行
附則 平成18年3月1日改正
附則 平成18年10月3日改正
附則 平成19年4月1日改正
附則 平成20年10月1日改正
附則 平成21年4月1日改正
附則 平成21年5月1日改正
附則 平成22年6月14日改正
附則 平成22年8月1日改正
附則 平成24年4月1日改正
附則 平成28年4月1日改正
附則 令和元年8月1日改正
附則 令和3年11月5日改正